

## 令和4年第4回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第3号

令和4年6月17日(金曜日)

---

### 議事日程 第3号

令和4年6月17日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 議案第46号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 陳情第 4号 地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情
- 日程第 3 陳情第 5号 投票環境の改善を求める陳情書
- 日程第 4 陳情第 6号 R D F 実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書
- 日程第 5 議案第45号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 6 閉会中の継続審査・調査申出について
- 日程第 7 字句等の整理委任について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	桑原孝治君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	櫻井正宏君	町民福祉課長	中西紀子君
子育て健康課長	入澤はるみ君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	河合博市君
生涯学習課長	丸山浩文君	水上支所長	萩原達也君
新治支所課長補佐兼係長	高橋健一君		

## 開 会

議 長（山田庄一君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。  
議事日程第3号により、議事を進めます。

---

## 日程第1 議案第46号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長（山田庄一君） 日程第1、議案第46号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 議案第46号についてご説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に対して、国民健康保険税の減免措置を令和3年度に引き続き、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、納期限が定められている令和4年度分の国民健康保険税を減免するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長（山田庄一君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第46号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第46号の質疑を終結いたします。

これより議案第46号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第46号の討論を終結いたします。

議案第46号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 陳情第4号 地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情

議長(山田庄一君) 日程第2、陳情第4号、地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、15番久保秀雄君の退場を求めます。

(15番 久保秀雄君退場)

議長(山田庄一君) 所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長石坂武君。

(総務文教常任委員長 石坂 武君登壇)

総務文教常任委員長(石坂 武君) それでは、本委員会に付託されました陳情第4号、地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情について、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

この陳情については、当時、令和3年度の布施区長より提出されたものです。

陳情の趣旨としては、久保秀雄議員は、議員でありながら、久保議員が久保工業の実質的な代表者であり、地方自治法の第92条の2には「地方公共団体の議員は、当該地方公共団体に対し請負をする者及び同一の行為をする法人の役員若しくはこれら準ずべき者たることができない」と定めており、久保議員が実質的な代表を務める久保工業は、町の請負事業をしてきたことから、久保議員は第92条の2に抵触していることは明らかで、議会として地方自治法第127条の規定により、久保議員の資格喪失の決議を求めるというものであります。

陳情の理由としては、大船渡市の市議会議長が、地方自治法に定める議員の兼業禁止に抵触したことにより、自ら議員辞職願を提出し、辞職している。対し、久保議員の案件も同様に地方自治法に抵触している。さらに町有地に議会に諮らず、行政財産使用許可も取らずにボイラー室新設工事を完成したことは看過できないとしているものであります。

当局担当課の説明を受けた後、直ちに審議に入り、久保議員が兼業に抵触するとの見解だが、久保工業の実質的な代表者は誰かに対し、当局より、陳情の文書中に、久保議員が実質的な久保工業の代表者だと記載されているが、請求書の記載は、株式会社久保工業代表取締役久保貴紀とあり、事務局で確認したところ、久保工業の商業登記履歴事項全部証明書を確認したところ、代表取締役久保貴紀と記載があるとの説明がありました。

陳情文書中に、大船渡市議の辞職関連の記載がありますが、久保議員の案件もこれと同様なのか、比較対象になってくるのかの質問に対し、事務局で確認したところ、大船渡市

の当該議員が取締役を務めていた株式会社の収入の大半を市からの委託費が占め、地方自治法の兼業禁止に抵触との指摘を受け、市議を辞職したとの報道を確認している。陳情文書と同様、収入の大半を市からということと、取締役であったということが、久保議員と対照比較できるかの判断だと思う。なお、最近の決算書等により、法人の全業務量と当該請負金額の比較により判断すると行政事例にあるが、本陳情には、決算書や当該請負金額を比較できる内容は書かれておらず、資料の添付もないとの説明がありました。

久保工業の社長は貴紀さんということだが、久保議員は会社の経営に著しく関わっている人か確認したいに対し、法務局で確認した履歴事項全部証明書には、役員に関する事項で取締役久保貴紀、取締役久保論志、代表取締役久保貴紀とあり、商業登記簿なので、役員に関する記載はあるが、社員に関する記載がないので、久保議員本人に確認し、一般職員であると確認しているとの説明がありました。

次に、意見として、請求書等を持っていくのは代表者に限らず、一従業員が持っていくのはしょうがないということであり、何ら問題がないと思う。久保工業の代表者については、貴紀さんになっており、久保議員については一般の職員と解釈します。ボイラーの設置については、民設民営の実証実験であり、民民での請負と解釈するので、久保工業は設置したお金の支払いを求めるのは、当然民民でという気がします。今までの話と提出された書類を鑑みると92条の2がポイントになるが、抵触する感じが受けられないので、それを踏まえると不採択が妥当と感じる。

質疑を聞いていると、久保議員は久保工業の代表でないということで、この案件については違うのかなということで、不採択でよいと思う。

陳情人が布施区長になっており、区長から出た陳情書であり、調査する必要があり、継続でもよいと思うとの発言がありました。

以上で質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、陳情第4号、地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情については、全会一致をもって不採択すべきものと決定しました。

以上、委員長報告とします。

**議長（山田庄一君）** 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（山田庄一君）** ありませんので、これにて陳情第4号の質疑を終結いたします。

これより陳情第4号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。したがって、原案に戻り採択について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**議長（山田庄一君）** 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

**議長（山田庄一君）** ありませんので、これにて陳情第4号の討論を終結いたします。

陳情第4号、地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情を起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻り、採択することについて採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(山田庄一君) 起立少数であります。

よって、陳情第4号、地方自治法第92条の2に抵触する議員の辞職の決議を求める陳情は不採択することに決定されました。

ここで、15番久保秀雄君の除斥を解きます。

(15番 久保秀雄君入場)

議長(山田庄一君) 久保君。

15番(久保秀雄君) 先ほどの陳情第4号についての審査結果の告知をお願いしたいと思います。

自分、退席していて、審査結果全然分からないので、お願いしたいと思います。

議長(山田庄一君) 全会一致で不採択と決定されました。

---

### 日程第3 陳情第5号 投票環境の改善を求める陳情書

議長(山田庄一君) 日程第3、陳情第5号、投票環境の改善を求める陳情書を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長石坂武君。

(総務文教常任委員長 石坂 武君登壇)

総務文教常任委員長(石坂 武君) それでは、本委員会に付託されました陳情第5号、投票環境の改善を求める陳情書について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

この陳情については、みなかみ町の選挙を考える会より提出されたものです。

陳情の趣旨としては、投票環境の改善により、選挙権を保障し、投票率の向上につながる。みなかみ町は、合併後、投票所を削減している。交通手段を持たない高齢者などはバス、タクシーを利用しなければならない地域が存在し、公共交通機関を利用したくても利用できる条件は十分でない。お金を払ってまで選挙に行かないという有権者もあり、投票に影響が出ていることは明らかである。よって、投票環境の改善を図ることが求められている。

昨年の衆院選で実施した交通弱者への移動支援は改善の一つだが、投票所の増設、交通弱者への移動支援、移動投票所の活用など、投票環境を図ってほしいというもので、陳情事項としては、投票環境の改善を次期選挙までに図ってほしいというものです。

当局担当課より説明を受けた後、直ちに質疑に入り、まず、質問として、昨年実施した衆議院議員選挙での交通弱者への支援について、その実績はに対し、移動支援利用者が14名いたとの報告がありました。他の自治体など行っているケースもあると思うが、二重

投票などの問題が気になるがに対し、移動支援については、選挙人を車で送迎するため、二重投票の心配はない。

沼田市で実施している移動投票所については、ネットワークの整備がされていない場所で選挙人の確認を行う必要があり、投票状況を電話で確認するといったアナログ的な対応を行うため、二重投票のおそれがあるとの説明がありました。

移動支援利用者14名は、役場や支所に送迎を行っているのかに対し、期日前投票の2日間、事業者が電話予約を受けた上で送迎を行っているとの説明がありました。

陳情を見ると、参議院選挙も入っている。スケジュールや予算確保など難しいと思うがに対し、陳情書にある投票所の増設については、役場職員も数が減少している中、予算的にも人目的にも実現は難しいとの説明がありました。

次に、意見として、選挙については課題もあるし、ミスが絶対許されない状況でもある。慎重に行ってもらいたい。趣旨採択が妥当である。

誰でも投票がしやすい環境への改善については、決して反対するものではない。しかしながら、町当局も移動支援など努力しているので、趣旨採択でよいのではないか。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、陳情第5号、投票環境の改善を求める陳情書については、全会一致をもって趣旨採択すべきものと決定しました。

以上、委員長報告とします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第5号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第5号の質疑を終結いたします。

これより陳情第5号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択すべきものであります。

まず、趣旨採択について、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第5号の討論を終結いたします。

陳情第5号、投票環境の改善を求める陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は趣旨採択すべきものであります。

本陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと求めます。

よって、陳情第5号、投票環境の改善を求める陳情書は趣旨採択することに決定されました。

日程第4 陳情第6号 R D F 実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書

議長（山田庄一君） 日程第4、陳情第6号、RDF実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書を議題といたします。

所管の委員長の審査結果報告を求めます。

厚生常任委員会委員長高橋久美子君。

（厚生常任委員長 高橋久美子君登壇）

厚生常任委員長（高橋久美子君） 当委員会に付託されました陳情第6号、RDF実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書についての審査の経過と結果をご報告申し上げます。

担当課より朗読説明の後、質疑に入り、委員からは、遊神館の現状はどうなっているのか、それと取組状況を教えていただきたいとの質問に、遊神館敷地内に現在も当該実証試験のボイラー施設は設置されたままという状況、それに対し、協定書相手先に建物の取去並びに土地の引渡しを求める通知を町より発送しているところ、顧問弁護士とも相談しながら対応している状況。

また、どうしても建物を撤去しなければならなくなったときに、町側が勝手に町の判断で撤去はできるのかとの問いには、民設民営で行うということなので、この状況の中では勝手に一方的に取り壊すというのは、なかなか難しいと思う。

次の質問では、陳情文書中「許されないことには、『現在、みなかみ町のRDFは有価物として説明が難しいが、町の責任に於いて有価物として考えられる事もある』」と書かれているが、「有価物の5要件」とあるが、当時の県、町とかの経緯というのは、何かあるのかの問いには、この5要件については、環境省からの通知等で周知をされていて、総合判断という捉え方をしている。当町のRDFについては、有価物の5要件、総合判断説に照らし合わせて、今の現状から有価物としての扱いをする。町が説明責任を果たすということは難しいという判断をした経緯がある。

また、次の質問では、ボイラーの撤去に関して手続で何が必要かの問いに対しては、協定書にある町の責務として、施設が完成したら完成検査を行う役割もある。その中で、確認のための関係書類の提出を求めていた経緯がある。結果的には、それは提出されないもので、町でも一連の経過を踏まえて、協定書の解除の通知を発出し、さらに撤去と土地の明渡しを求める通知を発出している。

さらに質問で、そういったものの提出がないからこそ、判断する材料が整わなかった。債務不履行とでもいうか、このデータを取ることもできなかった。有価物としての判断もつかなかったということだ。そうすると、協定書第5条構成員の個別責任第3項構成員が責務を負うことがあると、町としては、どのような位置づけでこの責務を負う必要があるのかとの問いに、町が負う責任があるかということだが、協定書の第4条に役割の分担項目がある。町の役割としては、総合調整を行う。施設が完成したら竣工検査を行うということが定められている。我々も施設を確認する義務があるので、仕様書とか関係図書、図面等を求めていた。ボイラーでは、労働安全衛生法の規定の下にあるので、関係書類の提出を求めていた。それは総合調整の役割として検査を行うための必要書類ということで求めていた。結果として提出されなかったもので、我々は相手方の債務不履行ということで



判断をして、協定の解除の通知を発出したという経緯になっているとの回答があり、そうすると、先ほどの経緯からすると、総合調整として町が担うべきところを遂行していたわけであって、町の責務はないと、責任を負うところはないと。

協定書も先ほどの経緯の中から、この効力を失っているのではないかと思うが、この辺のところは問いには、我々とする協定書の役割を踏まえて必要な手続、関係書類の提出を求めた経緯がある。その結果として、それがなされなかったので、経過を踏みながら、最終的に協定書の解除に至った事実を説明したいとの回答。

以上の質疑を踏まえ、それぞれの委員からは、先ほどからの説明の中で、協定書、仕様書等の部分も踏まえて、町としての責任ということを見ると、総合調整の役割は行ってきたのではないかと考えている。責任ということに関しては、どういった責任を想定するかということだと思うが、今回の一連というのは、あくまでこの陳情書の中で見たときに、この責任というのは考えにくいのかなと思う。なので、不採択と考える。

令和3年12月の議会定例会一般質問では、同僚議員からRDF問題の責任についての質問があった。町長は特会において、事業者や関係者への聞き取り調査による一連の経過があり、その調査結果として、最終報告にまとめられている。町としてこの問題について、いろいろ調査したり、そういうことはしていない。ごみ特会の報告が全てだと思えば議会の結論を尊重している。

さらに、同じ議員から、町として検証委員会を立ち上げる調査する意向についても聞かれたが、町としては、いろいろな意見を踏まえて、最善の方策は、ごみ処理経費をいかに削減できるかが一番大事だと思う。それに最善を尽くしていきたいと説明。将来を見据えたごみの在り方を考えていく考えを示した。可燃ごみ処理方法の転換が発表され、11月末でRDF施設は停止をする決定をし、今後は広域化を中心として取り組んでいく考えを表明した。これは町のごみ処理経費削減に向けた取組としては、大きな前進であり、私はこれまでの議論に加わってきた経緯からも、この考えには賛同。

今回のRDF固形燃料化施設のごみ処理方法経費見直しに関し、いろいろな課題はあったとしても、関係者が真剣に勇気を持って取り組んだ結果であり、自分の責任を果たさなかった一部業者があったが、関係された人の責任を追究する必要はないと思う。ごみ処理調査特別委員会の報告が出ている以上、議会としても新たな解明機関を設ける必要はないと考えている。

以上のような考えから、陳情第6号については不採択が妥当と思う。ごみ処理の経費削減を目的に、今回の実証実験が行われた。それも民民でという形だと思う。何かあれば民の責任で整備する、これが大前提で行われてきた。ただ、実証実験が途中で頓挫してしまった。これが現状だと思う。先ほどから課長が発言しているように、相手から何も返ってこない、この中で議会が判断するという事はすべきではない。町の責任として協定の破棄ということで、きちんとした手続をしている。1番の陳情事項で、ボイラーを直ちに撤去してくださいというの、町が撤去することではないのかなということところもある。

2番のごみ問題の真相を解明し、責任を明らかにしてくださいというの、町の責任というの、町の責任はきちんと明らかにしているのではないかと思う。今までの経過を踏

まえて不採択である思う。

以上、質疑を終結し、討論はなく、原案に戻り、採択について起立による採決をしたところ、起立少数により、陳情第6号、RDF実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書は不採択すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

議長（山田庄一君） 委員長の審査結果報告が終了しましたので、これより質疑に入ります。

陳情第6号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第6号の質疑を終結いたします。

これより陳情第6号について討論に入ります。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。したがって、原案に戻り採択について討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて陳情第6号の討論を終結いたします。

陳情第6号、RDF実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書を起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

したがって、原案に戻り、採択することについて採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（山田庄一君） 起立少数であります。

よって、陳情第6号、RDF実証実験ボイラーの撤去を求める陳情書は不採択することに決定されました。

---

#### 日程第5 議案第45号 令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）について

議長（山田庄一君） 日程第5、議案第45号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については、過日の本会議において提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。

議案第45号について質疑ありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 予算書の8ページ、土木費、道路橋梁費、道路新設改良費、町道高日向小日向線の道路改良事業について、具体的な工事の内容と具体的な場所について、まず教えて

ください。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 石坂議員のご質問にお答えいたします。

町道高日向小日向線につきましては、小日向から高日向に抜ける町道でありまして、最終の民家50メートル先ぐらいのところから工事延長として約31メートル、そちらのところの擁壁の下の土砂が昨年9月に崩落しまして、擁壁の下が宙に浮いている状態であるということで、そちらについて、かご枠で下から盛り上げてくるというような形の工事を計画しております。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） この場所については、過去にも同じような状況があったと記憶しているんですけども、この工事を実施することによって、抜本的な改良がされるという解釈でよろしいか伺います。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） 多分、今後その場所では、そういった事例がないということで計画をさせていただいております。なお、その付近につきましては、非常に勾配がきつく、下にJRの線路がありますので、そのほかについては、まだ何とも言えないんですけども、この場所については、今回で終了できると確認しております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

石坂君。

11番（石坂 武君） 詳細これから決まるんだと思うんですけども、工事の期間はいつ頃からいつ頃まで予定しておくか。また、工事の内容によっては、全面交通止め等の対応もあるのかどうか、その辺を教えてください。

議長（山田庄一君） 地域整備課長。

（地域整備課長 林 昇君登壇）

地域整備課長（林 昇君） お答えいたします。

工事の期間につきましては、この予算が通り次第発注業務を行いまして、発注後、できれば雪が降る前、12月いっぱいぐらいで工事を完了できればということで想定しておりますが、受注業者等々の打合せ等々もありますので、交通規制については、施工計画書を精査した上で道路利用者が一番ご迷惑のかからない方法で片側通行、全面通行止め等々を考えていきたいと思っております。

以上です。

（「全面通行止めもあり得るということで……」の声あり）

地域整備課長（林 昇君） 片側か、全面通行止めか、施工計画を業者さんからいただいた後に、道路利用する人の最小限の負担で決めていきたいと思っております。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

小野君。

16番（小野章一君） ページは7ページになります。

産官学金連携によるまちづくり費ということで6億2,981万2,000円でございます。補正額の財源内訳として3億8,754万6,000円、これはどこからの寄附でありますか。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えいたします。

寄附の内容につきましては、5ページの寄附金でございます。地方創生応援税制寄附金であります。この解体事業につきましては、産官学金の連携による事業を行っております。その連携している企業から寄附を予定しているというものでございます。

以上でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

小野君。

16番（小野章一君） ただいまこの寄附については、連携している企業ということで報告がありました。今回の中に、上毛新聞のことなんですけれども、28業者ということの中です。その連携しているということは、この28業者の中におられる方かどうかお聞きしたいと思います。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えいたします。

上毛新聞に掲載されたその観光庁事業の28事業者、その中にこの先ほど申し上げました産官学金の連携事業は入っておりません。

以上でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

小野君。

16番（小野章一君） 今回、ここにありますように、一葉亭の解体工事費ということであります。

この一葉亭の建物ですが、誰から譲渡されていたものか。

あと1点、この地方創生応援税制寄附金ということの収入の部でありますけれども、これについては、各自治体が行い、また地域再生に向けて総合計画を実現に向けていくためには寄附を募っているところでありますけれども、各自治体とも留意点として地方公共団体、企業からの寄附金を見返りとして経済的利益を受けることの禁止ということで定めております。この辺は町は大丈夫ですか。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えします。

町が取得してこれから除却をするホテルにつきましては、前所有者に当たるんですけれ

ども、ちょっと正確な業者名が失念しておりまして申し訳ありません。一葉亭さんを経営していた経営主さんから町が寄附を受けているというものでございます。

それと、2番目の質問としまして、寄附を受けるに当たって、その企業版ふるさと納税で、企業が寄附をしたことによってその企業が利益を得ることにならないかというか、その辺のご質問だと思うんですけども、町としましては、寄附をお受けしますけれども、その代償として経済的な利益供与に当たらないよう十分努めますし、今、行っている、取り組んでいる内容につきましても、この企業版ふるさと納税を監督している国の機関のほうに確認を取って、適切に事業を進めて取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） この一葉亭の問題については、3月の全協かと思えますけれども、その後のあたりからいろいろな説明があったんだと思います。その中で、日程は定かではありませんが、寄附を受けると、このことは、みなかみ町として、今まで扱いをしてこなかったと、または税金の滞納だとか、そういうのについての、物納についても対応をしてこなかったと、こういう指摘をさせていただきました。

町長の答弁で、観光目的に特化して今回やるんだと、そして、以降は物納だとか、寄附、これは受けないんだと、こういう答弁をいただいております。

そういう観点で申し上げますと、この一葉亭の解体ということが6月8日の全協の席で、この説明を受けました。総額で28億、約13億の補助が入ってくると、こういうことであります。

そういった日程的な経過から見ると、まず、予算の立て方としていろいろなものを積み上げて、そしてこれだけかかりますと、だからこれだけ予算が必要なんです。これが予算を組む上で一般的なというか、大原則だと思うんです。

そういう観点からすると、6月8日にこの事業が国で採択をされたと、その時点でもう予算計上されているわけです。その辺の扱いに対して、当局はどんな姿勢でというか、臨んだのかどうか、まずその辺を1点お聞きをしたいと思います。

それに伴って、仮にこの事業が国に採択されなかったときには、総額で一口で言って13億という補助金が入ってこないわけです。それに対して、どういう対応をするんだと、こういう方針をもって、まずこの事業に当たっているのか、その2点について、まずお聞きをしたいと思います。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えいたします。

久保議員がおっしゃる総事業費28億円で補助金額13億円、この事業につきましては、観光庁の補助事業でございまして、その補助事業には、町を含め町内の28事業者がエントリーしているということでございまして、町だけの補助金ではありません。また、町だけの計画ではありません。その中に34の事業者がございまして、その1つとして町が解体工

事を計画の中に入れていたというものでございます。

この補助事業の流れからいきますと、この春先に募集がなされ、その内容を商工会、観光協会を通じて町内の事業者さんにお知らせしました。そういう中で、設備投資を積極的に行っていきたいという業者さんが手を挙げていただきまして、このたび観光庁のほうでは、今年度の第1として全国8か所、計画を採択した旨の報道がされたというところでございます。

町もこの補助金を取りにいかうということで、一生懸命取り組んでまいりまして、そこを取り付けながら予算を組んで、この一葉亭の解体事業に当たっているというところでございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 事業そのものを否定しているわけではなくて、事業そのものは観光のため、当局サイドも一生懸命努力しているんだと、ただ、こういう事業をこういう計画でやりますよと、それは私も理解します、その経過は。ただ、補助金が決定にならないうちに予算に計上するのは、どういう思いの中でやるのかと、それともう一つは、仮にその補助金がつかなかったときに、町が自腹でやるんですかと、そこまで我々も何も説明を聞いていません。

それともう一つは、8日の日の全協の席で、私いろいろな質問させてもらって、資料いただきました。全協の追加資料という形で、議員のボックスの中、入れておいていただきました。そうすると、これを読んでみると30の事業者と、ここへ裏面にその事業者書いてあるんですけども、民間の事業者が27です。銀行が入って28、町が入って29です。そうすると数が合っていないんですよ。その辺のところを含めてお願いしたいと思います。

それともう一つ、これからこの事業をやるというときに、今申し上げたように30業者と書いてあるんですけども、ここに出されている資料には、民間、町入れて、群銀入れて28しか入っていない。そうすると先ほど小野議員が質問したように、あそこの解体をやってくれた企業が乗っかってくるのかどうか、絡んでくるのかどうか、その辺も併せてお聞きをしたいと思います。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えいたします。

補助金という財源をあてにして事業を組み立てておりますので、補助金がつかなければ実施はしません。また違うことを考えなければならないと思います。

それと今、久保議員がお持ちになっております追加資料ということで、町のほうから提出したものでございますけれども、事業者については町を入れて28事業者ということでございます。その表の見方については、また後ほどご説明させていただければと思います。よろしく申し上げます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

久保君。

15番（久保秀雄君） 先ほどの小野議員の質問で3億7,000万余りの寄附金、これはこの関わる事業者が寄附をするんだと、そうすると、ここへ出ている27事業者は全て町内の事業者だと思います。それに群銀がかんで、町がかんでと、その中で、先ほどの3億7,000万という数字が出てくると、こういうことでよろしいんですか。

それと、仮にこの事業がそういう人たちの協力を得ながらスムーズに遂行できたと、こういうことを思うならば、当初から申し上げているように、観光そのものがものすごく今、疲弊をしてくれていると、何とかいろいろな人たちの力を借りて、観光を発展させたいと、その起爆剤として、今回の事業があるんだと、こういう位置づけだと思います。

我々もみなかみ町は、観光と農業と、こういう2つの大きな産業を柱に成り立っていると、十分承知をしています。そういう意味では、今回のこの事業、みなかみ町というか、観光にとって大きな事業だと思います。それゆえに、町民から大きな支持を得ながらやらなければならないんだと、こういうふうに思っています。

これからの町の観光のために、ぜひ皆さんで知恵を絞って、この事業を成功できるように導いていただきたいと、強く要請をして発言を終わりたいと思います。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えします。

歳入で見込んでおります地方創生応援税制寄附金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、産官学金を連携している事業者さんのほうからのご寄附をということで進めておりまして、それとは別というか、先ほど久保議員がおっしゃってございました観光庁事業の事業者さんの中に、この産官学金のメンバーは入っていないということでございます。よろしく申し上げます。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） 今の話で、この7ページ、産官学金連携による企業のまちづくりなんですけれども、企業版ふるさと納税で寄附する、この中には2社が企業として入っています。先般の総文でも話があったんですけども、企業版ふるさと納税は、1社というようなニュアンスで受けたんですけども、ここには今の話でいくと2社が企業としていますよね。その2社から企業版ふるさと納税を受けるわけですか、1社ですか、その辺を教えてください。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えします。

産官学金の連携事業者の中の企業ということで2社確かにございますけれども、そのうちの1社からの寄附を予定してございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） そうすると、前の全協で、まだ計画ははっきりしていないという話を聞いたんですけども、予算でどのようなこと、ただ建物を取り壊して更地にする。それだけでこの予算が載っているような気がするんですけども、そのためには、なぜこれを取り壊すのか、どんな計画があるか、前の全協からも幾日かたっていますので、その計画がもしはっきりしていれば、ここで話をさせていただきたいと思います。そうでないと、ここで予算を認めるといってもやはり1企業のための取り壊しのようになりますので、そこら辺のところ、ある程度走りながら進めていくという話が総文の中でありましたけれども、もう決まったのかどうか、そこのところをお願いしたいと思います。

議長（山田庄一君） 総合戦略課長。

（総合戦略課長 林 市治君登壇）

総合戦略課長（林 市治君） ただいまの質問にお答えします。

まだその一葉亭の跡地をどのようにするという決定はされておられません。検討中でございます。

以上です。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

鈴木君。

10番（鈴木初夫君） そうすると、1企業のためにふるさと納税をその1企業からいただいて、国の補助金を使って、それで町のほうである程度認めてやるという考えでよろしいですか。湯原の活性化というのは、私もそんなに悪いことではないと思っているんですけども、ただ1企業にこれだけのことをやって本当にいいのか、ちょっと心配な面があるので質問したいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 湯原の再開発事業については、産官学金4者の連携協定で進んでいる事業です。ですから1企業のためにやる事業ではありません。当然、みなかみ町にとって有利な、あそこ湯原は多くのお客様を迎えられるような、そういった整備ができるようなことで、町も取り組んでおりますので、決して1社のためにやっている事業ではありません。

議長（山田庄一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第45号の質疑を終結いたします。

これより議案第45号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ありませんので、これにて議案第45号の討論を終結いたします。

議案第45号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算（第2号）についてを採決いた



します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号、令和4年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 閉会中の継続審査・調査申出について

議長(山田庄一君) 日程第6、閉会中の継続審査・調査申出についてを議題といたします。

各委員会委員長より、各委員会において審査・調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 字句等の整理委任について

議長(山田庄一君) 日程第7、字句等の整理委任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山田庄一君) ご異議なしと認めます。

よって、そのとおりに決定いたしました。

---

議長(山田庄一君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

---

町長閉会挨拶

議長（山田庄一君） 閉会に当たり、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長 鬼頭春二君。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 議長のお許しをいただきましたので、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨らしい空模様が続いております。11日夜には大雨警報が出されましたが、幸い大事には至らず、安堵しているところでございます。梅雨末期から台風の季節への備えを再考する時期となりました。

6月8日官民協働の事業プランが観光庁の地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業に採択をされました。自然景観と調和の取れた外観改修などを複数の旅館、ホテルで取り進むほか、廃屋の撤去が進みます。町の観光地としての魅力が一層高まり、多くのお客様をお迎えできることにつながるものと期待をしております。

新型コロナウイルスの感染状況は、低水準で推移をしております。今年の夏は3年ぶりに7月3日に谷川岳山開き、8月21日にサロモン藤原湖マラソン大会が開催されます。基本的な感染対策を行いながら実施したいと思っております。

さて、今議会に提案いたしました案件は、報告4件、諮問2件、契約6件、条例2件、補正予算1件でありました。今議会においても大変積極的なご議論いただいた上、ご提案申しあげました全ての案件についてご承認いただきました。改めて感謝を申し上げます。

これからも議員各位におかれましては健康に留意され、ご活躍いただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

---

#### 議長閉会挨拶

議長（山田庄一君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会中は、終始熱心なご審議を賜るとともに、各委員会においても慎重な審議をしていただきました。議員各位と町長をはじめ当局の皆様のご協力をいただき、全ての案件を無事終了することができました。

議員の皆様方には、感染防止対策を徹底し、体調にはくれぐれもご注意の上、議員活動をしていただきたいと思います。

結びに、今期定例会において予定されました案件全てを議了していただき、ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。議員並びに関係者、当局の皆様方に感謝申し上げ、閉会の挨拶といたします。

---

閉 会

議 長（山田庄一君） これにて令和4年第4回（6月）みなかみ町議会定例会を閉会いたします。

（10時03分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月17日

みなかみ町議会議長 山 田 庄 一

署名議員 4 番 阿 部 清

署名議員 1 6 番 小 野 章 一